



消安全第 148 の 1 号  
令和 8 年 4 月 1 日

関係団体 御中

消費者庁消費者安全課  
( 公 印 省 略 )

### 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進について (通知)

平素より、消費者行政に対し格別のご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

消費者庁では、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを実施し、関係者間の相互理解の醸成や信頼の構築に努めており、地方公共団体等が行う取組についても協力や支援を行っているところです。

(テーマの例)

食品衛生に関する規格基準、健康食品、食品表示、アレルギー、食中毒等

令和 8 年度も内閣府食品安全委員会等との連携の下、別紙に該当する取組に対する支援等を行うこととしております。募集は消費者庁「食品安全総合情報サイト」に掲載のリスクコミュニケーションポータルページ (<https://www.food-safety.caa.go.jp/lgriskcom>) を通じ、常時行っており、貴団体等における開催につきご検討頂きますようお願いいたします。

なお、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを担当する部課等が別にある場合、及び各都道府県におかれましては管内において同様の取組を行う市区町村(指定都市を除く)をご承知の場合、本通知を回付いただきますようお願いいたします。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者安全課

担 当 : 秋山・佐藤・元木

T E L : 03(3507)9280(直通)

E-mail : [g.anzenshoku@caa.go.jp](mailto:g.anzenshoku@caa.go.jp)

## 1. 対象とする取組

- (1) 消費者を対象とした食品の安全性に関する講演会、意見交換会、勉強会等であって参加者がおおむね 100 名を超えるもの。ただし、目的や内容を総合的に勘案し、食品の安全性に対する理解の醸成や信頼の構築が大きく図られることが期待できるものにあってはその限りではない。
- (2) 地域コミュニティ等において食品の安全性について情報提供・情報発信できる人材を養成することを目的とした、別添 1 「消費者庁が地方公共団体等と連携して実施する食品安全に関するコミュニケーター養成について」の内容に沿って実施される連続講座等。
- (3) 多数の参加者が見込める地域イベント等における情報の発信。

## 2. 協力・支援等の内容

	消費者庁が共催 <sup>※</sup> する取組	消費者庁が共催 <sup>※</sup> しない取組
講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の紹介</li> <li>・講師に係る旅費及び謝金の負担 (消費者庁職員を講師として派遣することも可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の紹介 (消費者庁職員を講師として派遣することも可能) (講師に係る旅費及び謝金の負担については、応相談)</li> </ul>
会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借料のみ負担 (上記 1 (3) の取組における出展費用等は除く。)</li> </ul>	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に配布する資料の提供 「食品と放射能 Q &amp; A」、「健康食品 Q &amp; A」等</li> <li>・意見交換会のシナリオや人材養成研修の実施マニュアル等作成時の助言</li> <li>・過去の事例紹介</li> <li>・企画、運営等に対する助言</li> </ul>	

※共催の対象となり得る取組には条件があります。詳しくはリスクコミュニケーションポータルページに掲載の要領を御覧頂く又は消費者庁消費者安全課にお問い合わせください。

## 3. 留意事項

- (1) 消費者庁との共催を希望される場合には、別添 2 「共催事務手続の流れ」を参考に、事前の手続きを行って下さい。

開催日までの期間が短い場合には、協力・支援等の御要望に添えないことも想定されるので、十分な時間的余裕をもって御相談いただくようお願いします。

また、消費者庁が共催する取組では、旅費及び謝金の負担の有無にかかわらず、講師の選定については事前に消費者庁へ協議していただきます。

- (2) 消費者庁が共催する取組であっても、取組の周知、参加者の募集、当日の受付や進行等の運営については、この取組を企画・主催する地方公共団体等が主体的に実施することになります。
- (3) 消費者庁が派遣する講師に係る旅費や謝金、会場借料の負担については、予算の範囲内で実施するものであることから、消費者庁が共催する取組全てについて負担を約するものではありません。取組を企画・主催する地方公共団体等による相応の負担が生じることにご留意願います。
- (4) 消費者庁が負担する講師に係る旅費及び諸謝金については、消費者庁の規程に従って算出した金額となります。

消費者庁が地方公共団体等と連携して実施する食品安全に関するコミュニケーター養成について

## 1. 目的

科学的知見に必ずしも依拠せず、消費者の不安をいたずらにあおるような食品の安全性に関する言説が見られる一方、情報が氾濫する中、科学的に信頼できる情報のアクセスが困難となっている。

この状況に鑑み、本取組では、地域コミュニティ等における食品の安全性に関するリテラシー向上を目的として、地域コミュニティ等にて科学的に正確な情報を発信・伝達しうる者の育成を行うものである。

## 2. 内容

### (1) 実施主体及び方式

#### ① 実施主体

地方公共団体、公益を目的とする法人(公益社団法人又は公益財団法人等)、法令に基づき設立された団体(消費生活協同組合法等)又は大学教育機関(以下「地方公共団体等」という。)

#### ② 方式

消費者庁との共催とし、単年度でプログラムが完結すること。

### (2) 実施内容

以下①及び②を実施するとともに、③及び④の実施に努めること。

① アからエに掲げる取組の組み合わせによるプログラム。なお、全ての実施を要件とするものではなく、具体的な構成については消費者庁との事前協議により決定するものとする。

ア. 次に掲げる 60 分以上の講座

- ・ 食品安全の基本的知識として、我が国における食品安全を確保する仕組み、安全の考え方についての知識を修習するための講座
- ・ 食品安全に関連するハザードについての知識として、生物学的ハザード、化学的ハザード、物理的ハザードについて理解し、食品の安全性を脅かすうる危害要因についての基礎知識を修習するための講座
- ・ 食品安全に関する様々な情報について、科学的に正確な情報に照らし判断することの意義とその手段等について修習するための講座

イ. 講座に関連する実地体験(食品等の生産、製造に係る管理状況や試験、検査等に関する見学が可能な施設等)。

ウ. 受講者が主体となって振り返りを行い受講者間で学んだことへの理解を深めるための原則 30 分以上のワークショップ。

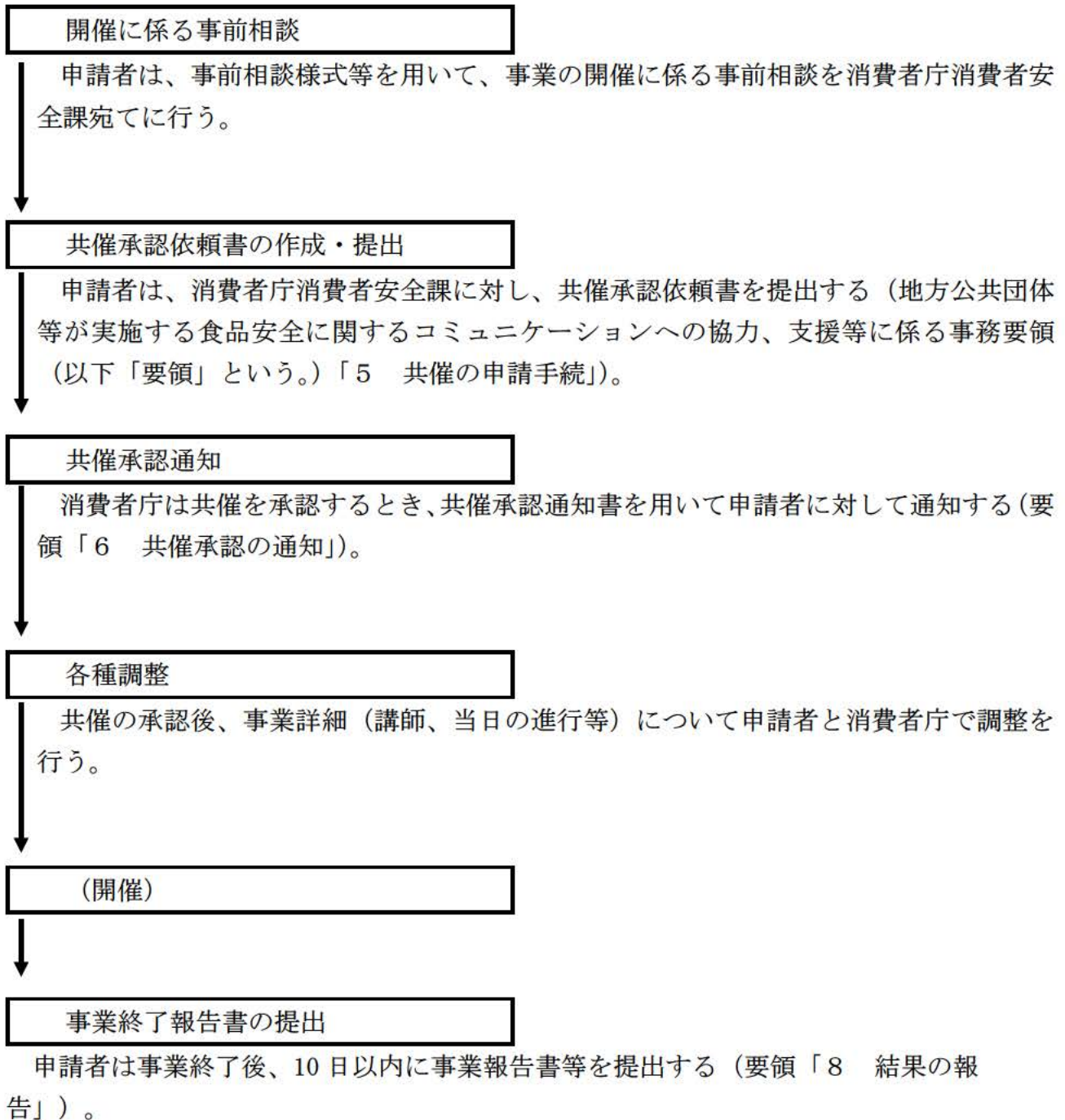
エ. 受講者が講座で得た知識を総括し二次的な知識の普及につなげるための成果物の作成。

- ② 事業終了報告書の提出。なお、提出は事業終了後速やかに行うものとし、提出の時期は年度をまたいでも構わない。
- ③ 講座修了者に対し常に新しい食品安全に関する情報を提供するための計画的なフォローアップ
- ④ 地域における二次的な波及を図るため、講座修了者の活躍の場となりうる場所や機会等の提供

### (3) 事業の普及の協力

消費者庁では、例年、地方公共団体等の食品安全担当者を対象とした研修を実施。消費者庁からの求めに応じ、この場において取組状況を発表する等により、取組の普及に協力すること。

共催事務手続の流れ



事前相談様式

<p>講座、講演会、イベント等の名称及び概要</p>	<p>名 称： 概 要： ※議事次第（案）、イベント案内等があれば、別紙として添付いただいても構いません。 (URL を記載いただくことでも可)</p>
<p>依頼の目的</p>	
<p>講演を希望するテーマ (複数選択可)</p>	<p><input type="checkbox"/>食品衛生に関する規格基準 (具体的に記載： )</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生に関する規格基準全般</li> <li>・食品中の汚染物質（かび毒、放射性物質等）</li> <li>・食品中の農薬等の残留基準</li> <li>・食品添加物の成分規格及び使用基準</li> <li>・遺伝子組換え食品 等</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>健康食品（保健機能食品の制度、いわゆる「健康食品」の利用方法等）</p> <p><input type="checkbox"/>食品表示</p> <p><input type="checkbox"/>アレルギー</p> <p><input type="checkbox"/>食中毒</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (具体的に記載： )</p>
<p>共催の希望</p>	<p><input type="checkbox"/>あり</p> <p><input type="checkbox"/>なし（講師派遣のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>未定・相談したい ( )</p>
<p>講座、講演会、イベント等の開催時期</p>	<p>※開催日時が決まっている場合は具体的な日時を、決まっていない場合は開催予定時期を記載してください。</p>
<p>講演時間</p>	<p>※当庁が派遣する講師の講演時間をご記載ください。</p>
<p>開催場所</p>	<p>※講座等の開催場所の会場名及び住所をご記載ください。</p>



(別添)

地方公共団体等が実施する食品安全に関するコミュニケーションへの  
協力、支援等に係る事務要領

〔 令和 2 年 2 月 26 日  
消費者庁消費者安全課  
最終改正：令和 4 年 4 月 4 日 〕

1 趣旨

この要領は、地方公共団体等が行う消費者等を対象とする食品の安全性の確保に関する講演会、意見交換会、勉強会、その他食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に向けた取組（以下「コミュニケーション」という。）に対し、消費者庁が協力、支援等（「消費者庁の後援等名義及び祝辞等に関する規程」（平成 21 年消費者庁訓令第 9 号）に基づく後援、協賛、賛助、監修等の名義の使用を除く。以下「協力等」という。）を実施する際の事務手続等について定めるものとする。

2 協力等の内容

消費者庁は、地方公共団体等が行うコミュニケーションについて、次に掲げる協力等を行うことができる。

- ア 共催
- イ 講師紹介、講師派遣
- ウ 企画・運営に関する助言
- エ 資料提供

3 主催者及び関係者に関する基準

協力等の対象となるコミュニケーションの主催者は、次のいずれかに該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者とする。

- ア 地方公共団体
- イ 公益法人（宗教法人を除く。）、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体であつて、食品衛生、食育等に関する事業を行うことを設立目的とし、次の（ア）及び（イ）に適合する者
  - （ア）主催者の存在が明確であり、継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分に  
あると判断されるものであること
  - （イ）規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること
- ウ ア及びイに掲げる者に準ずると認められる者

4 共催の内容に関する基準

共催の対象となるコミュニケーションの内容は、次に適合するものとする。

- ア 消費者庁が推進する食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に  
寄与するものであること
- イ 行事等の所要経費についての資金計画が適切なものであること

- ウ 「3 主催者及び関係者に関する基準」のイ又はウに該当する法人又は団体が主催するコミュニケーションにあつては、一般消費者に原則無償で公開されるものとし、かつ、当該法人又は団体の会員でない者の参加が過半を占めると見込まれるなど、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること
- エ 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること

## 5 共催の申請手続

消費者庁との共催を希望するコミュニケーションの主催者(以下「申請者」という。)は、当該コミュニケーションの1か月前までに第1号様式の共催承認依頼書(以下「承認依頼書」という。)に次に掲げる関係資料を添付し、消費者庁消費者安全課に申請するものとする。

- ア コミュニケーションの概要(目的、日時、場所、参加者、内容、他の主催等の団体(申請中のものを含む。)等)を明らかにする書類(実施要領等)
- イ 経費の収支予算書
- ウ 主催者が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類
- エ その他必要な書類

## 6 共催承認の通知

- (1) 消費者庁は、「5 共催の申請手続」の規定による承認依頼書の提出があつた場合において、共催を承認するときは第2号様式の共催承認通知書(以下「承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を書面により申請者に通知する。
- (2) 消費者庁は、共催の承認に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。
- (3) 申請者は、(1)の承認通知書による通知を受けるまでは、いかなる文書、印刷物等にも消費者庁の名義を記載することができない。ただし、消費者庁が特に認める場合はこの限りでない。

## 7 共催承認の取消し

消費者庁は、共催を承認したコミュニケーションについて、次のアからエまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、共催の承認を取り消すことができる。

- ア 申請者及びコミュニケーションの内容が、承認依頼書及び関係資料に記載された内容と異なっていること
- イ 「6 共催承認の通知」の(2)の規定により付された指示又は条件に違反すること
- ウ 「6 共催承認の通知」の(3)の規定に反して消費者庁の名義を使用すること
- エ イ及びウに掲げるもののほか、この要領の趣旨に反すること

## 8 結果の報告

申請者は、「6 共催承認の通知」の規定による承認を受けたコミュニケーションが終了したときは、開催日から10日以内に第3号様式の事業報告書を消費者庁消費者安全課に提出するものとする。

9 事務主管課

コミュニケーションの共催に係る承認事務は、消費者庁消費者安全課において行う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、地方公共団体等が行うコミュニケーションに対する消費者庁の協力等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

11 施行日

この要領は、令和4年4月4日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

消費者庁消費者安全課長 殿

(申請者住所)

(申請者氏名)

共催承認依頼書

次のとおり貴庁との共催による事業を開催したく、必要書類を添えて申請いたします。

1. 事業名称	
2. 事業目的	
3. 主催者	
4. 依頼内容	
5. 開催日	
6. 開催場所	
7. 参加予定人数	
8. 特記事項	

- 【添付書類】(1) 主催する団体の規約及び組織の資料(地方公共団体の場合は添付不要)  
(2) 共催を希望する事業に関わる実施要領及び経費の収支予算書(別紙)  
(3) 前2号に掲げるもののほか、共催を希望する事業実施に関わる資料

収支予算書

(共催申請者)

---

1 収入

項目	金額 (円)	備考
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
活動費		
講師旅費 (委員等旅費)		
講師旅費 (消費者庁旅費)		
講師謝金 (諸謝金)		
印刷・その他運営費等		
合計		

第2号様式

消安全第〇〇号  
令和〇年 月 日

殿

消費者庁消費者安全課長  
( 公 印 省 略 )

共催承認通知書

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇で申請のあった件については、消費者庁の共催を承認することとしましたので、通知します。

なお、事業計画に変更等があった場合は、必要な書類を添付して直ちに届け出るとともに、事業終了後は、別添様式を用いてその結果を速やかに報告されるようお願いいたします。

消費者安全課長 殿

(申請者住所)  
(申請者氏名)

## 事業終了報告書

令和〇年〇月〇日付消安全第〇号で共催の承認を受けた件について、事業が終了しましたので、報告いたします。

区分	内容
開催事業名	
共催者	
開催年月日時間	
開催場所	
参加人数	
事業の進行概要※1	
主な登壇者	
その他の特記事項	
会場での主な質問・意見	
収支決算報告※2	

※1 当日の配布資料等の添付をもって記載に替えることができる。

※2 当該事業に要した金額を収支決算報告書（別紙）等にて報告すること。

問合せ先	団体名：
	担当者名：
	電話番号：

収支決算報告書

(共催申請者)

---

1 収入

項目	金額 (円)	備考
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
活動費		
講師旅費 (委員等旅費)		
講師旅費 (消費者庁旅費)		
講師謝金 (諸謝金)		
印刷・その他運営 等		
合計		

## 共催事務手続の流れ

### 開催に係る事前相談

申請者は、事前相談様式等を用いて、事業の開催に係る事前相談を消費者庁消費者安全課宛てに行う。

### 共催承認依頼書の作成・提出

申請者は、消費者庁消費者安全課に対し、共催承認依頼書を提出する（地方公共団体等が実施する食品安全に関するコミュニケーションへの協力、支援等に係る事務要領（以下「要領」という。）「5 共催の申請手続」）。

### 共催承認通知

消費者庁は共催を承認するとき、共催承認通知書を用いて申請者に対して通知する（要領「6 共催承認の通知」）。

### 各種調整

共催の承認後、事業詳細（講師、当日の進行等）について申請者と消費者庁で調整を行う。

### (開催)

### 事業終了報告書の提出

申請者は事業終了後、10日以内に事業報告書等を提出する（要領「8 結果の報告」）。

事前相談様式

<p>講座、講演会、イベント等の名称及び概要</p>	<p>名 称： 概 要： ※議事次第（案）、イベント案内等があれば、別紙として添付いただいても構いません。 (URL を記載いただくことでも可)</p>
<p>依頼の目的</p>	
<p>講演を希望するテーマ (複数選択可)</p>	<p><input type="checkbox"/>食品衛生に関する規格基準 (具体的に記載： ) &lt;例&gt; ・食品衛生に関する規格基準全般 ・食品中の汚染物質（かび毒、放射性物質等） ・食品中の農薬等の残留基準 ・食品添加物の成分規格及び使用基準 ・遺伝子組換え食品 等 <input type="checkbox"/>健康食品（保健機能食品の制度、いわゆる「健康食品」の利用方法等） <input type="checkbox"/>食品表示 <input type="checkbox"/>アレルギー <input type="checkbox"/>食中毒 <input type="checkbox"/>その他 (具体的に記載： )</p>
<p>共催の希望</p>	<p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし（講師派遣のみ） <input type="checkbox"/>未定・相談したい ( )</p>
<p>講座、講演会、イベント等の開催時期</p>	<p>※開催日時が決まっている場合は具体的な日時を、決まっていない場合は開催予定時期を記載してください。</p>
<p>講演時間</p>	<p>※当庁が派遣する講師の講演時間をご記載ください。</p>
<p>開催場所</p>	<p>※講座等の開催場所の会場名及び住所をご記載ください。</p>

